

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

- … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）によっております。

時価のないもの

- … 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品 … 先入先出法による原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（連合会利用分）については、連合会内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

開業費は、国家公務員共済組合法施行規則附則（平成25年3月29日財務省令第13号）に基づく退職等年金給付業務の実施に必要な準備行為により生じております。開業費の償却は、同附則に基づき、退職等年金給付事業経理に権利及び義務を承継する平成27年度から5年均等で償却することとしております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による見積額を、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与（期末手当及び勤勉手当）の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務については、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

退職給付引当金に関する事項は以下の通りであります。

a) 採用している退職給付制度の概要

当連合会は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

b) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 71,831,722,795 円 |
| 勤務費用 | 5,199,010,479 円 |
| 利息費用 | 1,069,738,222 円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △912,729,008 円 |
| 退職給付の支払額 | △5,618,800,100 円 |
| 過去勤務費用の発生額 | △466,845,345 円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 71,102,097,043 円 |

c) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額

| | |
|---------------|------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 71,102,097,043 円 |
| 未積立退職給付債務 | 71,102,097,043 円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △1,324,255,568 円 |
| 未認識過去勤務費用 | 49,057,682 円 |
| 貸借対照表に計上された負債 | 69,826,899,157 円 |
| 退職給付引当金 | 69,826,899,15 円 |
| 貸借対照表に計上された負債 | 69,826,899,15 円 |

d) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|--------------------|
| 勤務費用 | 5, 199, 010, 479 円 |
| 利息費用 | 1, 069, 738, 222 円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 526, 754, 290 円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 56, 642, 165 円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 6, 852, 145, 156 円 |

e) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

(4) 共済年金準備金

将来の年金給付に備えるため、長期経理において共済年金準備金繰入額計上前に損益計算上生じた収益費用の差額及び前期の共済年金準備金の額との合計額を計上しております。

なお、これは、「国の貸借対照表（試案）」（財政事情の説明手法に関する勉強会平成13年9月）に準じたものであります。

6. その他の重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当連合会の運用は、積立金等の運用の基本方針にて、安全かつ効率的に行われなければならないと定められております。当該基本方針に基づき、余裕金については給付金支払額の将来見通しに合わせて償還期を考慮したポートフォリオを構築し価格変動リスクの低減を図り、日本国債、政府保証債など流動性、信用性が高い債券等で運用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 3 月 31 日における民間企業仮定貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：円)

| | 民間企業仮定 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|--------------------|-------------------|----|
| 長期性預金 | 4,092,023,374,000 | 4,092,023,374,000 | — |
| 信託資産 | 3,032,870,416,635 | 3,032,870,416,635 | — |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

長期性預金

これらの時価は、帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

信託資産

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当連合会では、東京都及びその他の地域において、公務員等のための特別借受宿舎制度にかかる土地及び建物を有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

| 民間企業仮定貸借対照表計上額 | 時価 |
|-----------------|-----------------|
| 149,684,372,964 | 368,627,343,227 |

(注 1) 民間企業仮定貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当事業年度末の時価は、土地は固定資産税評価額等により、建物は収益還元法に基づいて自社で合理的に算定した金額により算出したものであります。

9. 資産除去債務関係

(1) 資産除去債務のうち民間企業仮定貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

石綿障害予防規則に基づく当連合会所有建物の解体時におけるアスベスト除去費用につき資産除去債務を計上しております。

②当該除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を法令公布時点での残存耐用年数（1年から27年）と見積り、割は0.55%から2.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

| | |
|--------------|------------|
| 期首残高 | 68,972,075 |
| 時の経過による調整額 | 765,855 |
| その他増減額（△は減少） | 22,047,000 |
| 期末残高 | 91,784,930 |

(2) 民間企業仮定貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当連合会は、国有財産等につき、退去時における原状回復義務を有しているが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、退去・移転等の予定もされていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日まで期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | | |
|-----------|-------|-------------------|
| 現 金 ・ 預 金 | | 120,057,787,440 円 |
| 定 期 預 金 | | △10,000,000 円 |
| 現金及び現金同等物 | | 120,047,787,440 円 |

1 1 . 機会費用の計上基準

(1) 国有財産等の無償使用に係る機会費用の算出方法

国有財産の貸付料算定基準に基づき算定しております。

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

| | |
|--------|-----|
| 長期経理 | 2名 |
| 業務経理 | 15名 |
| 医療経理 | 4名 |
| 宿泊経理 | 1名 |
| 旧令医療経理 | 1名 |
| 計 | 23名 |

(3) その他

該当事項はありません。

1 2 . 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当事項はありません。

1 3 . 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。